

名古屋都市計画方領北浦地区計画(あま市決定)

名 称		方領北浦地区計画		
位 置		あま市方領北浦、七ノ坪の各一部		
面 積		約 2. 3 h a		
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	方領北浦地区は、道路等の生活基盤施設が未整備である市街化区域であり、ミニ開発等によるスプロール化が進行することにより、居住環境等の悪化が予測される。このため、隣接する既存工場敷地の拡張等を計画的に誘導するとともに、区画道路を計画的に整備し、周辺の住環境とも調和した良好な市街地の実現を目的とする。		
	土地利用の方針	本地区は、低層の戸建住宅が点在するほかは、農地が集団的に存在しており、道路整備と合わせ、低層で良好な住宅地と適切な開発誘導を図る。特に、既存工場と隣接する地区については、道路等の基盤整備との整合を図りつつ計画的に既存工場敷地の拡張用地を配置し、周辺住宅地とも共存協調した環境の維持・保全を図る。		
	地区施設の整備方針	既存工場敷地等の拡張地区は、開発許可により道路、公園緑地の公共施設を配置し、これらの機能が損なわれないよう維持、保全を図る。その他の地区については、既存の道路を活用し、拡幅整備を行う。		
	建築物等の整備方針	建築物の用途の混在化を防止した良好な工場環境を形成するため、A地区について「建築物等の用途の制限」及び「壁面の位置の制限」を定める。		
	その他当該地区の整備・開発及び保全に関する方針	工場環境の向上及び周辺環境との調和を図るため、住宅地に隣接する区間について、工業敷地の外周部に緩衝緑地帯を配置する。		
地区整備	地区の区分	地区の名称	A地区	B地区
		地区の面積	約 1. 3 h a	約 1. 0 h a
地区施設の配置及び規模	道 路	1号道路 幅員 6m 延長 185m	3号道路 幅員 4m 延長 125m	
		2号道路 幅員 6m 延長 93m		
画	公園緑地		1号公園緑地 面積 約 0.05ha	

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1. 工場 2. 前項の建築物に付属するもの 3. 当該工場従業員のための共同住宅・寄宿舍	—
		壁面の位置の制限	第一種低層住居専用地域の境界線から建築物の外壁等の面までの距離は13m以上とする。ただし、騒音規制法（昭和43年法律第98号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）ならびに県民の生活環境の保全等に関する条例（平成15年条例第7号）に基づく規制対象施設を設置しない建築物については、この限りでない。	—
	土地利用の制限に関する事項	緩衝緑地帯の幅員	4 m	—
		緩衝緑地帯の用途・保全に関する制限	緩衝緑地帯は、その用途以外に利用してはならない。また、緩衝緑地帯の樹木は伐採してはならない。ただし、次に掲げる行為はこの限りでない。 1. 非常災害のため必要な応急措置として行う行為 2. 除伐、間伐、整枝等樹木の保育のために通常行われる樹木の伐採 3. 損した樹木又は危険な樹木の伐採 4. 仮植した樹木の伐採 5. 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる樹木及び出入口等の施設の土地利用上、必要最小限やむを得ない樹木の伐採	—

「区域及び地区の区分は、計画図表示のとおり」